

日野町人事行政の運営等の状況の公表

町では必要な業務における人材の重点配置を行い、行政職員の能力向上に取り組み、最少の経費により、効果的に質の高い住民サービスの提供に努めています。

職員の勤務条件や給与は、国や他の地方公共団体などを考慮して決められています。町民の皆さんにより一層のご理解をいただくために人事行政の運営等の状況と、そのあらましをお知らせします。

なお、この内容は町のホームページでも掲載しています。

(1) 職員の任免および職員数の状況

①採用の状況

(単位：人)

	一般行政	保健師	土木	社会福祉士	心理士	保育士教諭	技能労務	会計年度任用職員(フルタイム)	計
R2.4.2～R3.3.31	0	0	0	0	0	0	0	1	1
R3.4.1	4	3	1	2	1	4	1	28	44
合計	4	3	1	2	1	4	1	29	45

※割愛職員1名を含みます。

②退職の状況

(単位：人)

	定年	勸奨	死亡	懲戒免職	普通	普通(復帰)	会計年度任用職員(フルタイム)	計
R2.4.1～R3.3.30	0	0	2	0	0	0	3	5
R3.3.31	3	0	0	0	5	1	30	39
合計	3	0	2	0	5	1	33	44

※割愛職員1名を含みます。

③職員数の状況(令和3年4月1日現在)

(単位：人)

任命権者等	定数	実人数						会計年度任用職員(フルタイム)
		事務員	保健師	保育士	教諭	技能労務職	計	
町長	165	120	11	32	0	4	167	22
水道事業	5	5	0	0	0	0	5	
議会事務局	3	2	0	0	0	0	2	
選挙管理委員会事務局	兼(3)	兼(3)	0	0	0	0	兼(3)	
監査委員事務局	兼(2)	兼(2)	0	0	0	0	兼(2)	
農業委員会事務局	兼(3)	兼(3)	0	0	0	0	兼(3)	
教育委員会	57	21	0	0	20	12	53	6
計	230	148	11	32	20	16	227	28

※育児休業者を含みます。*会計年度任用職員は定数に含まれません。

④部門別職員数の増減とその主な理由(各年4月1日現在)

(単位：人)

部門	2年	3年	増減	主な増減理由
議会	2	2	0	
総務企画	36	36	0	
税務	12	13	1	育児休業者の補充に伴う増
民生	58	60	2	相談業務の拡充に伴う増 新規採用による増
衛生	14	16	2	新規事業による増 事務移管に伴う増
労働	1	1	0	
農林水産	11	10	-1	退職者不補充
商工	5	5	0	
土木	10	10	0	
小計	149	153	4	
特別行政				
教育	53	53	0	
消防	0	0	0	
小計	53	53	0	
公営企業等会計				
病院	0	0	0	
水道	5	5	0	
下水道	4	4	0	
その他	11	12	1	新規事業による増
小計	20	21	1	
合計	222	227	5	

(2) 人事評価の状況

人事評価マニュアルに基づく人事評価の運用により、職員の人材育成と組織の活性化を図っています。

(3) 給与の状況

①人件費の状況(令和2年度普通会計決算)

人口(R3.1.1)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)	R元年度人件費率
21,303人	11,290,599千円	449,421千円	2,027,460千円	18.0%	16.9%

(注) 人件費には、議会議員や非常勤特別職、常勤特別職に支給される報酬、給料、各種手当、共済費、災害補償費等を含みます。

②職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数(A)	給与費				一人当たり給与費(B/A)	(参考)類似団体平均一人当たり給与費(R元年度)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
2年度	201人	674,953千円	131,106千円	246,478千円	1,052,537千円	5,236千円	5,649千円

(注) 1. 職員手当には退職手当を含みません。2. 職員数は、令和2年4月1日現在の人数です。3. 類似団体とは、人口規模、産業構造が類似している団体のことです。

③職員の平均給料月額および平均年齢の状況(令和3年4月1日現在)

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
日野町	297,675円	39.7歳	254,788円	45.2歳
滋賀県	322,635円	42.2歳	316,416円	55.3歳
国	327,564円	43.2歳	287,283円	50.9歳
類似団体	305,199円	40.9歳	275,991円	51.8歳

④職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和3年4月1日現在)

区分		経験年数 10年	経験年数 15年	経験年数 20年
一般行政職	大学卒	255,100円	289,000円	357,200円
	高校卒	-	-	-

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数を言います。表中「-」については、当町において該当者がありません。

⑤一般行政職の級別職員数の状況(令和3年4月1日現在)

区分	標準的な職務の名称	職員数	構成比
1級	主事補、技師補、主事、技師	14人	12.0%
2級	主任主事、主任技師	29人	24.8%
3級	主査	21人	17.9%
4級	課長補佐、主任	24人	20.5%
5級	課長、課長補佐	11人	9.4%
6級	主監、課長	18人	15.4%
	合計	117人	100.0%

⑥おもな人件費削減措置内容(令和3年4月1日現在)

区分	項目	削減内容	削減措置実施期間
特別職	報酬および期末手当	削減措置なし	削減措置なし

⑦ラスパイレース指数

国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員(日野町職員)の給与基準を示したものです。国家公務員の構成を基準として、平均給料月額を比較し算出します。

平成28年4月1日現在	98.7	平成31年4月1日現在	97.7
平成29年4月1日現在	98.5	令和2年4月1日現在	98.0
平成30年4月1日現在	98.2		

*参考値とは、臨時特例法に伴う国家公務員の給料減額前の給料で試算したラスパイレース指数です。

⑧職員手当の状況(令和3年4月1日現在)

	日野町				国
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 扶養親族 6,500円 満16歳になる年度～満22歳になる年度末まで 加算5,000円				日野町の制度と同じ
	(支給率)	自己都合	勤奨・定年		日野町の制度と同じ
退職手当	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分		
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分		
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分		
	最高限度額	47.709月分	47.709月分		
	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%)				
期末・勤奨手当	(支給割合)				日野町の支給割合と同じ ※職制上の段階、職務の級等による加算措置有 (管理職加算あり) ※職制上の段階、職務の級等による加算措置有
	支給月	期末	勤奨	計	
	6月期	1.275月分	0.950月分	2.225月分	
	12月期	1.275月分	0.950月分	2.225月分	
計	2.550月分	1.90月分	4.450月分		
住居手当	借家・借間 100円～27,000円				借家・借間 100円～28,000円
通勤手当	交通機関利用者 55,000円(上限) 交通用具利用者(2km以上) 通勤距離に応じて5,000円～25,500円				交通機関利用者 日野町の制度と同じ 交通用具利用者 日野町の制度と異なります
管理職手当	主監級 68,000円 課長級 56,000円 課長級参事 50,000円 課長補佐級 38,000円				日野町の制度と異なります

特殊勤務手当 (令和2年度 普通会計決算)	区分	全職種
	職員全体に占める手当 支給職員の割合	8.0%
	支給職員1人当たり平均 支給年額	4,000円
	手当の種類(手当数)	7 (うち、普通会計手当数2)

時間外勤務手当 (各年度 普通会計決算)	令和2年度	支給総額	81,914千円
		職員1人当たり 平均支給年額	410千円
	令和元年度	支給総額	75,024千円
		職員1人当たり 平均支給年額	377千円



(4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

①一般職員の勤務時間の状況

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	勤務時間		休憩時間		
		開始時刻	終了時刻	時間	開始時刻	終了時刻
38時間45分	7時間45分	8:30	17:15	60分	12:00	13:00

職員は、交替で休憩を取っていますので、各種証明書の申請受付等は休憩時間中にも対応させていただきます。

②一般職員の年次有給休暇の取得状況

(令和2年分)

平均取得日数	消化率
8.4	22.1%

(注)1 令和2年1月1日から令和2年12月31日までの全期間を在職した一般職員の状況です。

③育児休業および部分休業の取得状況(令和2年度)

(単位:人)

区分	育児休業取得状況		令和元年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員の育児休業取得状況		
	育児休業取得者数	部分休業取得者数	育児休業対象者数	うち育児休業取得者数	うち部分休業取得者数
男性	0	1	7	0	1
女性	12	5	6	6	2
合計	12	6	13	6	3

(5) 退職管理の状況

地方公務員法第38条の2に基づき、職員の適正な退職管理に努めています。

令和2年度中の退職者の状況は右のとおりです。

※退職時に課長職以上の職員については、再就職状況を報告することとしております。

退職者数	11人
うち課長職以上	2人
うち再就職者	2人
再就職先の内訳	
官公署等	1人
民間企業・各種団体等	1人

(6) 職員研修の状況

①研修の状況

(単位:人)

一般(階層別)研修	60	新規採用職員、採用2年目職員
集合研修	442	人事評価、文書作成、児童虐待対策等
専門研修	142	セキュリティ対策
派遣研修(一般研修)	109	滋賀県市町村職員研修センター
// (特別研修)	34	全国市町村国際文化研修所、滋賀県市町村職員研修センター
// (専門研修)	10	滋賀県市町村職員研修センター、滋賀県建設技術センター等
合計	797	※延べ人数

(7) 職員の福祉および利益保護の状況(令和2年度)

①職員の福利厚生事業の実施状況

福利厚生事業については、地方公務員法第42条の規定に基づき、職員の保健や元気回復、その他厚生事業を実施しています。

事業は、(一財)滋賀県市町村職員互助会、(一財)滋賀県教職員互助会、日野町職員互助会において、弔慰金・祝金の給付事業、貸付・保険事業、スポーツ・文化振興事業などを行っています。

名称	(一財)滋賀県市町村職員互助会	(一財)滋賀県教職員互助会	日野町職員互助会
会員数(人)	236	7	225
個人掛金(円)	3,071,673	279,333	1,785,520
公費負担金(円)	2,599,803	0	1,711,249
一人当たり負担金(円)	11,016	0	7,606

●公平委員会の報告

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況
- (2) 不利益処分に関する不服申し立ての状況
- (3) その他

いずれも令和2年度において、要求はありませんでした。

※公平委員会とは…

職員が給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、町の当局により適切な措置がとられるべきことを要求することができる機関です。

また、懲戒その他のその意に反する不利益な処分を受けた場合、公平委員会に不服申し立てができることになっています。

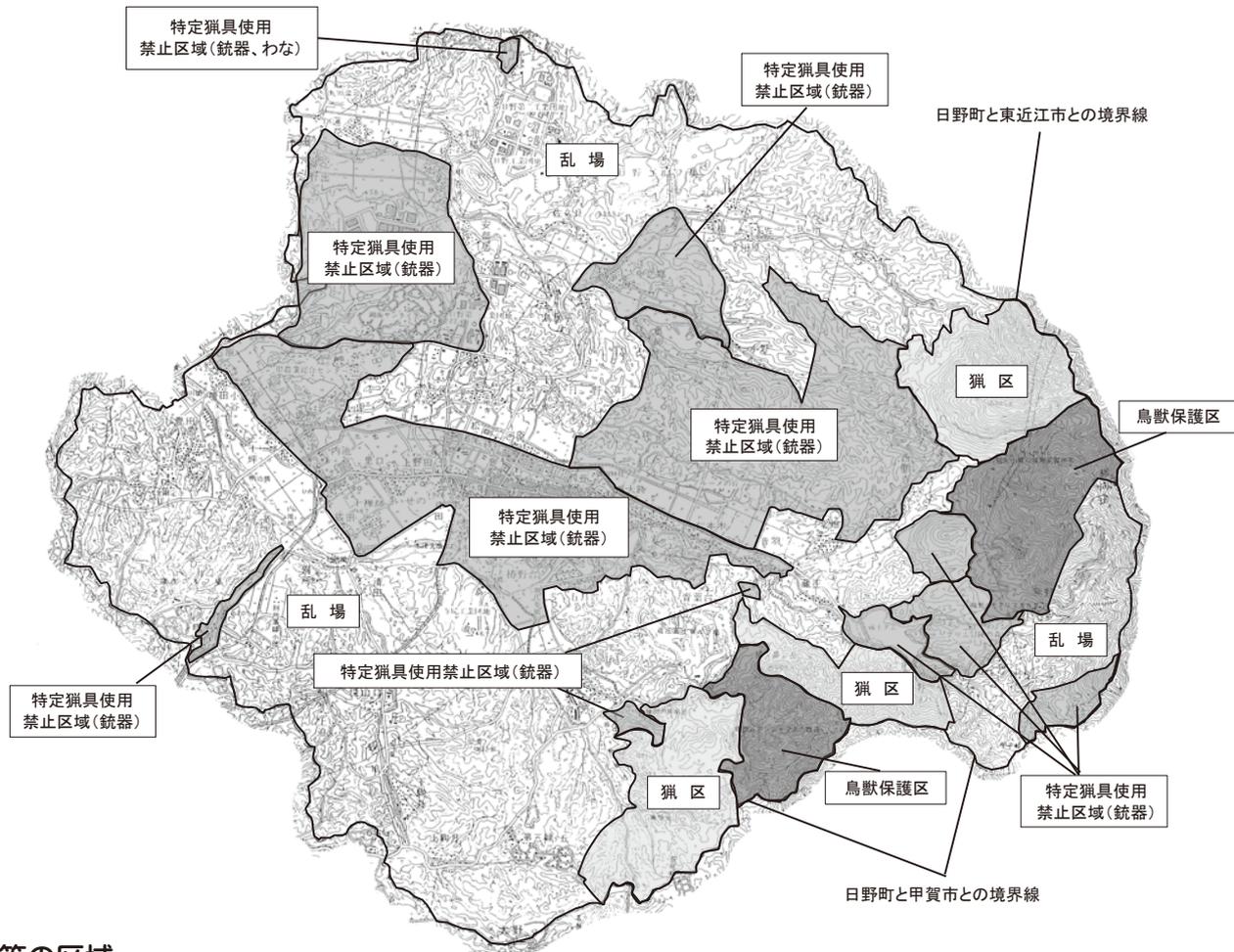
狩猟解禁のお知らせ

期 間

11月15日(月) から 令和4年 2月15日(火) まで

※シカ・イノシシの狩猟期間は、**11月1日(月) から 令和4年3月15日(火) まで**

滋賀県では、増えすぎたシカ・イノシシを減らし農林業被害を無くすため、シカ・イノシシの狩猟に限り、狩猟期間が変更されています。



猟区等の区域

猟 区	この区域内は、狩猟期間中（12月29日から翌年1月3日までを除く）の土曜日、日曜日、祝日のみ狩猟ができます。 【猟区入猟希望の方へ】 ・入猟希望者は、入猟予定日の直近の役場執務時間中に狩猟者登録証の写しを添えて、猟区事務所（農林課）まで申し込んでください。 ・入猟できる狩猟者は、1日につき40人以内です。 ・入猟される場合は、必ず猟区管理者が承認した案内人を付けてください。
特定猟具使用禁止区域(銃器)	この区域内は、狩猟期間中でも銃器による狩猟が禁止されています。
特定猟具使用禁止区域(銃器、わな)	この区域内は、狩猟期間中でも銃器、わなによる狩猟が禁止されています。
鳥獣保護区	この区域内は、狩猟が禁止されています。
乱 場	この区域内は、狩猟期間中であれば自由に狩猟ができます。

住 民 の 皆 さ ん へ

- 山林作業や登山などで入山される時は、事故防止のため、オレンジ色や黄色などできるだけ目立つ服装を心がけてください。
- 危険なハンターや違反者を見たときは、東近江警察署生活安全課へ通報してください。

◆問い合わせ先 東近江警察署 ☎0748-24-0110 / 農林課 ☎0748-52-6563